

観光振興に関する活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊募集要項

令和4年7月15日告示第109号

(目的)

第1条 この要項は、北秋田市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年北秋田市告示第98号）の規定に基づき、北秋田市の観光振興を目的に、地域外からの新たな視点や発想により、他の地域にはない魅力的なPR活動等に従事する地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の募集及び任用後の活動等に関する事項を規定するものとする。

(募集人員及び募集隊員の呼称)

第2条 募集人員は1名とし、性別は問わない。

2 募集する隊員の委嘱上の呼称は、北秋田市観光コーディネーターとする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者（※1）
- (2) 応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）（※2）
- (3) 誠実に職務を遂行できると認められる者
- (4) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者
- (7) 募集期間の始期の属する年度の4月1日現在において、概ね20歳以上の者

※1 (1) 地方公務員法第16条の内容

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5) 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 (2)「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村（詳しくは、総務省HPの地域おこし協力隊「地域要件確認票」を参照してください。）

(募集期間)

第4条 募集期間は、任用する年度に属する7月15日から9月30日までとし、採用者が決定した時点で募集を締め切る。ただし、募集期間内に任用者を決定することができない場合は、1か月を単位として募集期間を延長することとする。

(応募書類及び応募方法)

第5条 隊員として採用されることを希望する者は、様式第1号及び6か月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付した任意様式による履歴書を市に提出しなければならない。

2 応募方法は、応募書類を郵送またはEメールで提出することとする。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Eメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とする。

(1) 郵送先は、〒018-3312秋田県北秋田市花園町15-1

北秋田市産業部商工観光課観光振興係とする。

(2) Eメールの送信先は、kankou@city.kitaakita.akita.jpとし、タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信すること。

(個人情報及び応募書類の取扱)

第6条 応募書類に記載された個人情報は、選考上の審査及び雇用に必要な場合のみ使用し、北秋田市個人情報保護条例（平成19年北秋田市条例第3号）の規定に基づき管理する。

2 提出された応募書類は、選考への合格又は不合格を問わず、これを返却しない。

(応募者の選考等)

第7条 応募者の選考は、1次選考として書類審査を行い、選考結果は様式第2号により応募者全員に通知する。

2 1次選考の合格者は、面接による2次選考を行う。

(1) 2次選考会場までの交通費は、応募者の負担とする。

(2) 2次選考の選考結果は、様式第3号により応募者全員に通知する。

3 応募者は、選考の審査過程及び選考結果に対して不服や異議等の申し立てを行わない

ことを予め承諾すること。

(活動開始日等)

第8条 隊員としての活動開始日等の詳細については、市及び隊員が双方協議のうえ決定する。

(隊員の活動)

第9条 隊員は、市及び関係団体等との連携を密にし、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 北秋田市の観光振興に向けた情報発信に関すること（観光施設情報、宿泊施設情報、イベント情報 等）
- (2) 北秋田市の新たな観光資源発掘に関すること
- (3) 北秋田市又は北秋田市観光物産協会（※3）が主催する観光事業への参加及び協力に関すること
- (4) その他、北秋田市の観光振興に関すること
- (5) 隊員自らが北秋田市への定住のために行う活動に関すること

※3 北秋田市観光物産協会とは

北秋田市の自然、景観、文化・歴史の観光資源活用のほか、観光物産の開発・宣伝を行うなど、観光と物産事業の振興を図ることにより、北秋田市の魅力を高め国内外の人々との交流を促進し、もって地域経済の活性化と地域文化の振興に努めることを目的に主として下記の事業を行う団体。

- ・観光物産に関する諸行事の企画及び実施
- ・観光物産に関するイベントの開催
- ・観光物産に関する情報収集及び発信
- ・観光案内所の運営と観光客の誘致促進
- ・観光商品や特産品の開発、宣伝・販売及び支援

(隊員の遵守事項)

第10条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること
- (2) 活動中の所在を明らかにすること
- (3) 前条に規定する活動に係る情報収集に努めること
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること
- (5) 活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること

(委嘱期間)

第11条 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、第14条第2項の規定により隊員の活動の休止を承認したときは、当該活動を休止した期間に

相当する期間の範囲内で、隊員の委嘱期間を延長することができる。

- 2 委嘱期間の延長を希望する隊員は、委嘱の日から6か月を経過した日から1か月以内に、様式第4号を市長に提出するものとする。
- 3 前項による申請があった場合、市長は活動内容等を審査し、委嘱期間の延長の可否について様式第5号により通知する。

(報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取り扱い)

第12条 隊員の報酬は、月額195,100円とする。

- 2 隊員には条例第9条に基づく期末手当を支給するものとし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当その他の手当に相当する報酬は、支給しない。
- 3 隊員は、必要な社会保険等に参加し、保険料の被保険者負担分は報酬から控除する。
- 4 隊員の住居は、原則として市が提供し家賃等は市が負担する。ただし、引越し費用や生活必需品、光熱水費等にかかる経費は隊員が負担する。
- 5 隊員の活動において必要となる車両及びパソコン等の事務機器は市が貸与し、使用は活動に限るものとする。ただし、通勤に要する費用は支給しない。
- 6 市は、隊員の活動において発生する旅費のほか必要と認められる経費（自動車燃料費、消耗品、研修負担金等）を予算の範囲で支給する。
- 7 隊員の勤務地は、北秋田市産業部商工観光課観光振興係内（北秋田市花園町15-1）とする。なお、他施設等において活動を行う場合においても勤務地を起点とし移動することとする。
- 8 隊員の身分は、北秋田市の会計年度任用職員とする。
- 9 隊員は、第9条に規定する活動の妨げにならない範囲において、市が支給する報酬以外に本市に定住する目的をもって他の営利活動等から収入を得ようとする場合は、事前に市長に様式第6号を提出するものとする。
- 10 市長は、前項による申請を審査し、許可又は不許可を決定し、様式第7号により隊員に通知する。

(活動日及び活動時間)

第13条 隊員の活動時間は平日を基本とし、活動時間は午前9時00分から午後4時00分まで（休憩60分含む）とする。

- 2 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を基本とする。ただし、やむを得ず休日に活動した場合は、平日の振替で対応する。

(活動の一時休止)

第14条 隊員は、産前産後又は育児のため、一定の期間にわたり隊員としての活動に従事することができないと認められるときは、市長の承認を得て、1年の範囲内で隊員としての活動を休止することができる。

- 2 隊員は、前項の規定により活動の休止の承認を得た場合、活動の休止を承認された期

間内において、引き続き隊員としての身分を保有するものとする。

3 隊員が活動を休止している期間は、隊員としての報酬は支給しない。

(活動報告)

第15条 隊員は、活動内容を記載した様式第8号による業務週報を一月単位で取りまとめ、翌月15日までに市長に報告する。

(解任)

第16条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 自己の都合により、退任の申し出があったとき

(守秘義務)

第17条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(市の責務)

第18条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前各号に定めるもののほか、隊員の活動に関して必要な事項

(庶務)

第19条 隊員に関する庶務は、商工観光課観光振興係において処理する。

(委任)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。